

## 主要用途 **一戸建て以外**の場合

株式会社北日本建築検査機構

■別表第1の1■

確認検査業務手数料（非課税）

【別表第1の2の対象物件を除く】

床面積の合計	確認申請	中間検査	完了検査申請手数料		仮使用認定
	手数料(1)	申請手数料(3)	中間検査あり(4)	中間検査なし(5)	申請手数料(6)
30㎡以内	7,000円	12,000円	12,000円	14,000円	100,000円
30㎡超え、100㎡以内	13,000円	14,000円	14,000円	17,000円	100,000円
100㎡超え、200㎡以内	20,000円	21,000円	21,000円	23,000円	120,000円
200㎡超え、500㎡以内	26,000円	28,000円	29,000円	31,000円	120,000円
500㎡超え、1,000㎡以内	46,000円	49,000円	50,000円	51,000円	140,000円
1,000㎡超え、2,000㎡以内	63,000円	66,000円	67,000円	73,000円	140,000円
2,000㎡超え、3,000㎡以内	85,000円	100,000円	110,000円	120,000円	200,000円
3,000㎡超え、4,000㎡以内	107,000円	120,000円	120,000円	130,000円	200,000円
4,000㎡超え、5,000㎡以内	155,000円	140,000円	140,000円	150,000円	200,000円
5,000㎡超え、10,000㎡以内	190,000円	160,000円	170,000円	190,000円	230,000円
10,000㎡超え、15,000㎡以内	350,000円	240,000円	250,000円	270,000円	270,000円
15,000㎡超え、20,000㎡以内	430,000円	270,000円	280,000円	300,000円	300,000円
20,000㎡超え、30,000㎡以内	560,000円	350,000円	360,000円	380,000円	380,000円
30,000㎡超え、50,000㎡以内	560,000円	350,000円	360,000円	380,000円	380,000円
50,000㎡超えるもの	1,030,000円	710,000円	720,000円	760,000円	760,000円
昇降機、昇降機以外の建築設備	9,000円	—	—	13,000円	20,000円
工作物	8,000円	—	—	9,000円	15,000円

※ 計画変更に関しては、計画変更の内容によって手数料を算出します。

※ 建築物の移転、大規模の修繕、大規模の模様替に関しては、これに係る部分の床面積の1/2を床面積の合計として手数料を算出します。

※ 用途変更に関しては、用途変更部分に係る部分の床面積を適用して手数料を算定します。

※ 建築物の増築に関しては、直近の確認済証、検査済証がない場合は既存部分の1/2プラス増築等申請床面積を適用して手数料を算出します。

※ 構造計算要の構造計算とは、法第20条第2号及び第3号に規定される構造計算とします。（大臣認定により図書を省略される場合を除く）

※ 床面積の合計が500㎡超の場合で、構造計算要の建築物が2以上あるときは、2棟目以降1棟につき20,000円加算します。

なお、エキスパンションジョイント等により相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物については、それぞれ別の建築物とみなして算出します。

※ 主要用途が**一戸建ての住宅以外の場合**、中間検査及び完了検査の手数料とは別に弊社からおおよそ30km以上の検査場所については、別表第6の遠隔地検査料が加算されます。

構造適合性判定に係る手数料（非課税）

■別表第2■

床面積の合計	(大臣認定プログラムによるもの) (2)	(左記以外のもの)(2)	審査整合性手数料(3)
1,000㎡以内	133,000円	194,000円	20,000円
1,000㎡超え、2,000㎡以内	165,000円	259,000円	20,000円
2,000㎡超え、10,000㎡以内	183,000円	295,000円	20,000円
10,000㎡超え、50,000㎡以内	231,000円	393,000円	20,000円
50,000㎡超えるもの	393,000円	721,000円	20,000円

※ エキスパンションジョイント等により相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の部分については、それぞれ別の建築物とみなし、

表第1に掲げる手数料の額に、別表第2の(2)(3)欄に掲げる手数料の額を加算します。

※ 増築等で既存部分を含めて判定を必要とする場合は、既存部分と増築部分の床面積の合計として適用します。

※ (3)構造計算適合性判定が必要な建築物に関する

※ 弊社からは審査整合性手数料と確認申請手数料のご請求になります。

構造適合性判定手数料は提出した構造適判業者より直接お客様へご請求されます。

避難安全検証法、耐火・防火区画性能検証法による確認申請手数料（非課税）

■別表第3■

床面積の合計	加算手数料	
	避難安全検証法(3)	耐火・防火区画性能検証法(3)
1,000㎡以内	10,000円	10,000円
1,000㎡超え、2,000㎡以内	20,000円	20,000円
2,000㎡超え、10,000㎡以内	30,000円	30,000円
10,000㎡超え、50,000㎡以内	100,000円	100,000円
50,000㎡超えるもの	150,000円	150,000円

構造計算を要する建築物の手数料（非課税）

■別表第4■

床面積の合計	加算手数料
3,000㎡以内	20,000円
3,000㎡超えるもの	別表第1の1による手数料に20%加算した額

※ 申請のうち、構造計算を要する建築物が2棟以上ある場合は、1棟につき表の額を加算します。

建築物省エネ法に係る適合義務建築物の完了検査等の手数料（非課税）

■別表第5■

完了検査手数料及び仮使用認定手数料 別表第1の1による手数料に20%加算した額
--

※ 省エネ適合判定において、計算対象外の部分がある場合は、その部分を除いた床面積を適用して加算額を算出します。

遠隔地検査料（非課税）

■別表第6■

当社から地域区分	遠隔地検査料
地域： A 当社から概ね30km未満	0円
地域： B 当社から概ね30km以上50km未満	3,000円
地域： C 当社から概ね50km以上80km未満	6,000円
地域： D 当社から概ね80m以上	10,000円